

居 宅 介 護 利 用 契 約 書

様(以下「利用者」という。)と指定居宅介護事業所南相馬市社会福祉協議会(以下「事業者」という。)は、利用者に対して行う居宅介護サービスについて、次の条項により契約を締結します。

第1条(契約の目的)

事業者は、利用者に対し、障害者総合支援法並びに関係福祉法令の趣旨に従い、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう居宅介護のサービスを提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する利用料金を支払います。

第2条(契約期間)

本契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の支給期間認定終了日までとします。

2 契約期間満了7日前までに、利用者から事業者に対して文書による契約終了の申し出がない場合かつ利用者の支給期間認定終了後に改めて支給決定された場合には、契約は更新されるものとします。

第3条(居宅介護計画)

事業者は、利用者について、解決すべき課題を把握し、日常生活全般の状況及び希望を踏まえたうえで、居宅介護サービスの目標、具体的内容、所要時間、日程などを盛り込んだ「居宅介護計画」を作成します。

2 居宅介護計画については、定期的に見直すほか、必要に応じて見直します。

3 居宅介護計画の作成及び変更の際は、その内容を利用者及びその親族に説明します。

第4条(居宅介護の内容)

利用者が提供を受ける居宅介護の内容は、第3条に定めた居宅介護計画に沿って、居宅介護サービスを提供します。

2 利用者が利用できるサービスの内容は、居宅介護重要事項説明書のとおりとし、定めた内容について、利用者及びその親族に説明します。

3 事業者は、サービス従事者を利用者の居宅に派遣し、居宅介護サービスを提供します。

4 居宅介護計画が利用者との合意をもって変更され、若しくは居宅介護の支給決定内容が変更されて、事業者が提供するサービスの内容が変更となる場合は、利用者の了承を得て新たな内容の、居宅介護計画を作成し、それをもって居宅介護サービスの内容とします。

第5条(障害者総合支援法支給申請に係る援助)

事業者は、利用者が障害者総合支援法による支給期間終了に伴う居宅介護等支給申請を円滑に行えるよう、利用者を援助します。

第6条(サービスの提供の記録)

事業者は、サービス終了時に、書面によるサービス提供の確認を受けることとします。

2 事業者は、サービス提供記録を作成することとし、契約の終了後5年間保存します。

3 利用者は、事業者の営業時間内に事業所において、当該利用者に関するサービス提供記録を閲覧することができます。

4 利用者は、当該利用者に関するサービス提供記録の複写物の交付を受けることができます。

第7条(利用料金)

利用者は、サービスの対価として居宅介護計画に定める利用料金をもとに計算された月毎の利用料金の本人負担分を支払うものとする。

2 事業者は、当月利用料金を請求書に明細を付して、翌月20日までに利用者または扶養義務者に請求します。

3 利用者等は、当月利用料金を請求書にもとづき現金・振込み・口座引落のいずれかにより支払います。

4 事業者は、利用者から現金にて支払を受けたときは領収証を発行します。

5 利用者は、サービス従事者が居宅介護サービス提供のために使用する水道、ガス、電気、電話等の費用は負担するものとします。

第8条(サービスの中止)

利用者は、事業者に対しサービス提供の2時間前まで通知することにより、利用料金を負担することなく中止することができます。

第9条(契約の終了)

利用者は、事業者に対し1週間の予告期間において文書等で通知することにより、この契約を解除することができます。ただし、利用者の病変、急な入院等やむを得ない事情がある場合には予告期間が1週間以内の通知でも本契約を解除することができます。

2 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対し1月間の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除することができます。

3 利用者は、次の事由に該当した場合、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解除することができます。

- 一 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
- 二 事業者が守秘義務に反した場合
- 三 事業者が利用者や親族等に対し社会通念を逸脱する行為のあった場合
- 四 事業者が倒産した場合

4 事業者は、次の事由に該当した場合、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解除することができます。

- 一 利用者がサービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延滞納し、催告にも従わず7日以内に支払われない場合
- 二 利用者または親族が事業者やサービス従事者に対し、この契約を継続し難いほどの重大な背信行為があった場合

5 次の事由に該当した場合、この契約は自動的に終了します。

- 一 利用者が福祉施設等に入所した場合
- 二 利用者の認定が取消し又は否決された場合
- 三 利用者が死亡した場合

第10条(守秘義務)

事業者およびサービス従事者は、サービスを提供するうえで知り得た利用者および親族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は本契約終了後も同様です。

2 前項の規定にかかわらず利用者は、サービス担当者会議等において、自己に対する居宅介護サービス提供に必要な範囲で個人情報を用いることに同意します。

3 第1項の規定にかかわらず、サービスの質の向上を目的とした第三者評価機関等による審査のために、事業者が利用者の個人情報を用いることに同意します。

第11条(賠償責任)

事業者は、サービスの提供に伴い事業者の責めに帰すべき事由により、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してすみやかに損害を賠償します。

第12条(緊急時の対応)

事業者は、サービス従事者がサービスの提供を行っているとき、利用者に症状の急変が生じた

場合、その他必要な場合は速やかに主治医に連絡を取る等の必要な措置を講じます。

第13条(身分証携行義務)

事業者のサービス従事者は、常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者または親族から提示を求められた場合には、身分証を提示します。

第14条(連携)

事業者はサービスの提供にあたり、保健・医療・福祉サービスを提供する者との連携をはかります。

2 事業者は、本契約の内容が変更された場合または契約が終了に際しては、利用者又は親族に対して適切な指導を行うと共に、保健・医療・福祉サービスを提供する者と連携をはかります。

第15条(相談・苦情対応)

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、この契約に関する利用者の要望、苦情等に対し、利用者の立場に立って、誠実かつ迅速に対応し改善に務めます。なお、苦情の申立てによって、利用者が不利益な対応を受けることは一切ありません。

2 次の事由に該当する場合は、利用者は事業者に対し、改善及び改善結果の報告を求めることができます。

- 一 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
- 二 事業者が守秘義務に反した場合
- 三 事業者が利用者やその親族等に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合

第16条(本契約に定めのない事項)

利用者および事業者は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。

2 本契約に定めのない事項については、関係福祉法その他諸法令、規則の定めるところに従い双方が誠意をもって協議のうえ定めます。

第17条(裁判管轄)

本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者および事業者は利用者の住所地を所轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

上記の契約を証するため、本書を2通作成し双方署名押印のうえ、各自1通を保有します。

契約締結日 令和 7年 月 日

契約者氏名

住 所	南相馬市原町区小川町322番地の1
事業者名	指定居宅介護事業所
代表者名	南相馬市社会福祉協議会 管理者 福島 祐子 印
住 所	
利用者	
氏 名	印
住 所	
代理人	
氏 名	() 印